



宮 崎 県 公 報

平成24年3月29日(木曜日)号外 第14号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁
○宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例…(議会議務局) 1	○宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例(議会議務局) 2
	○宮崎県がん対策推進条例……………(“) 9

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第37号)

- 改正の理由及び主な内容
平成24年4月1日付けの県の組織改正に伴い、常任委員会の所管事項について、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例(条例第38号)

- 改正の理由及び主な内容
東日本大震災等の教訓を踏まえ、防災対策の一層の強化を図るため、「地震・津波災害の拡大防止等」、「防災対策の総合的かつ計画的な推進等」などを新たに定めるための改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県がん対策推進条例(条例第39号)

- 制定の理由及び主な内容
がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策に関する県の責務等を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者等の支援その他がん対策に関する基本的な事項を定めることにより、がん対策を総合的に県民とともに推進する条例の制定を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第37号

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮崎県議会委員会条例(昭和31年宮崎県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(常任委員会の名称等) 第2条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務政策常任委員会 ア <u>県民政策部</u> に関する事項 イ～ク [略]	(常任委員会の名称等) 第2条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務政策常任委員会 ア <u>総合政策部</u> に関する事項 イ～ク [略]

(2)～(5) [略]

(2)～(5) [略]

2 [略]

2 [略]

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第38号

宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例

宮崎県防災対策推進条例（平成18年宮崎県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条－第6条）</p> <p>第2章 予防対策</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節 地域防災力の強化（第7条－第11条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 災害に強い地域づくり（第12条－第18条）</p> <p>第3章 応急対策</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節 応急体制の確立等（第19条－第25条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 避難対策（第26条－第28条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第3節 緊急輸送対策（第29条・第30条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第4節 二次災害の防止（第31条）</p> <p>第4章 復旧・復興対策（第32条－第34条）</p> <p>第5章 風水害の拡大防止等（第35条－第40条）</p> <p>附則</p> <p>宮崎県は、過去幾度も暴風、豪雨等により大きな被害を被ってきた。また、東南海・南海地震、日向灘地震等は、その周期などから発生の可能性が高まっていることに加え、霧島火山群も活動を続けている。</p> <p>平成17年に宮崎県を襲った台風第14号は、多くの尊い命を奪い、県内に甚大な被害をもたらした。このことにより、私たちは、災害の脅威とそれに対する防災対策の重要性を改めて認識させられたところである。</p> <p>これまで、県においては、治山、治水対策等による災害に強い県土づくりや、県民の防災対策に関する意識の啓発、情報連絡体制の整備等、様々な対策を講じてきた。</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条－第7条）</p> <p>第2章 総合的な対策</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節 予防対策</p> <p style="padding-left: 4em;">第1款 地域防災力の強化（第8条－第12条）</p> <p style="padding-left: 4em;">第2款 災害に強い地域づくり（第13条－第23条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 応急対策</p> <p style="padding-left: 4em;">第1款 応急体制の確立等（第24条－第30条）</p> <p style="padding-left: 4em;">第2款 避難対策（第31条－第33条）</p> <p style="padding-left: 4em;">第3款 緊急輸送対策（第34条・第35条）</p> <p style="padding-left: 4em;">第4款 二次災害の防止（第36条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第3節 復旧・復興対策（第37条－第39条）</p> <p>第3章 主な災害における減災対策</p> <p style="padding-left: 2em;">第1節 風水害の拡大防止等（第40条－第44条）</p> <p style="padding-left: 2em;">第2節 地震・津波災害の拡大防止等（第45条－第49条）</p> <p>第4章 防災対策の総合的かつ計画的な推進等（第50条－第54条）</p> <p>附則</p> <p>宮崎県は、過去幾度も暴風、豪雨等により大きな被害を被ってきた。また、東南海・南海地震、日向灘地震等は、その周期等から発生の可能性が高まっていることに加え、霧島火山群も活動を続けている。</p> <p>平成17年に宮崎県を襲った台風第14号は、多くの尊い命を奪い、県内に甚大な被害をもたらした。このことにより、私たちは、災害の脅威とそれに対する防災対策の重要性を改めて認識させられたところである。</p> <p>これまで、県においては、治山、治水対策等による災害に強い県土づくりや、県民の防災対策に関する意識の啓発、情報連絡体制の整備等、様々な対策を講じてきた。</p> <p>しかし、平成23年3月11日に東北地方に未曾有の津波被害をもたらした東日本大震災の発生により、私たち県民は、本県でも発生しうる巨大災害の脅威と、想定にとられず自らが判断し実行する防災対策の必要性を強く感じたところである。</p> <p>自然災害の発生は防げないが、県民一人ひとりが防災への高い意識と正しい知識を持ち、防災力を向上させることでその被害は減らすことが可能である。特に、長い沿岸部を有し、かつ、県土の大部分を中山間地域が占め、過疎化、少子・高齢化の進展等により地域</p>

災害を最小限に抑えるためには、これまで本県が取り組んできた防災対策の充実はもとより、県をはじめ、県民、事業者、市町村等が、「自助」、「共助」、「公助」の考え方を基に、危機意識を常に持ち、それぞれの責務や役割を認識するとともに、相互の信頼関係を醸成し、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策を推進することが必要である。特に、風水害については、近年私たちの想定を上回るような災害が発生していること等から、その拡大防止策等に取り組むことがより重要となっている。

このようなことから、私たちは、県をあげて防災に取り組み、災害から県民の生命、身体及び財産を保護し、安心して生活できる県土を築くため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策に関し、県、市町村、県民及び事業者の責務又は役割を明らかにするとともに、災害の未然防止、拡大防止及び復旧・復興に関する対策の基本となる事項を定めることにより、災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) [略]

(県の責務)

第 3 条 [略]

2～7 [略]

8 [略]

(市町村の役割)

第 4 条 [略]

2 [略]

3 [略]

4 市町村は、災害時要援護者について、避難誘導、介助等を行うなど避難時の困難の軽減に配慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

コミュニティの衰退が懸念される本県にあっては、地域の中でのつながりや地域間連携の強化を図ることが、災害を最小限に抑える大きな力となる。また、県民、事業者又は自主防災組織自らが自助及び共助を実践し、県、市町村等がこれらを支援しつつ公助を実施し、地域社会全体の防災力を向上させることが重要である。

これらの考え方を基本に、県をはじめ、県民、事業者、市町村、自主防災組織等が常に危機意識を持ち、それぞれの責務や役割を認識するとともに、相互の信頼関係や地域の絆を醸成しながら、連携及び協働し、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策を推進することが必要である。

さらに、近年私たちの想定を上回る大規模かつ広域的な災害が発生していること等に鑑み、その拡大防止策等に取り組むとともに、災害に強い地域社会の実現に向けて本県の防災対策を総合的かつ計画的に推進していくことがより重要となっている。

このようなことから、私たちは、県をあげて防災に取り組み、災害から県民の生命、身体及び財産を保護し、安心して生活できる県土を築くため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策に関し、県、市町村、県民、事業者及び自主防災組織の責務又は役割を明らかにするとともに、災害の未然防止、拡大防止及び復旧・復興に関する対策の基本となる事項を定め、本県の防災対策を総合的かつ計画的に推進することにより、災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) [略]

(9) 地域防災計画等 地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県が、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て作成する県の地域に係る防災に関する計画をいう

(県の責務)

第 3 条 [略]

2～7 [略]

8 県は、災害の発生時において業務を継続し、又は早期に復旧させるための計画を策定するものとする。

9 [略]

(市町村の役割)

第 4 条 [略]

2 [略]

3 市町村は、実効性のある自主防災体制を確立するため自主防災組織の加入率の向上及び活動の支援に努めるものとする。

4 [略]

5 市町村は、災害時要援護者について、日常からの見守り、被害軽減対策を進めるとともに、避難誘導、介助その他の避難時の困難を軽減する対策を講ずるよう努めるものとする。

6 市町村は、災害の発生時において業務を継続し、又は早期に復旧させるための計画の策定に努めるものとする。

(県民の責務)

第 5 条 [略]

2 県民は、防災訓練等に積極的に参加する等防災対策に関する知識及び技能の習得並びに情報の収集に努めるとともに、自主防災組織、ボランティア等が実施する防災活動に自主的に参加するよう努めるものとする。

3～5 [略]

(事業者の責務)

第 6 条 [略]

2・3 [略]

4 事業者は、災害が発生したときに備え、あらかじめ次に掲げる事項について対策を講ずるよう努めるものとする。

(1)～(6) [略]

5 [略]

第 2 章 予防対策

第 1 節 地域防災力の強化

(防災情報の提供)

第 7 条 [略]

(防災訓練等の実施)

第 8 条 [略]

(防災に関する教育の実施)

第 9 条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所の設置者は、幼児、児童及び生徒が、防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時において自己の安全を確保するための適切な対応ができるようにするため、防災に関する教育の実施に努めるものとする。

2 [略]

(人材の育成)

第10条 県は、自主防災組織及びボランティアによる防災活動が効果的に行われるよう、市町村等と連携して、防災リーダー(自主防災組織による防災活動において適切な指示を与える等当該自主

第 5 条 [略]

2 県民は、防災訓練等に積極的に参加する等防災対策に関する知識及び技能の習得並びに情報の収集に努めるとともに、地域での防災力を高めるため、自主防災組織、ボランティア等が実施する防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3～5 [略]

(事業者の責務)

第 6 条 [略]

2・3 [略]

4 事業者は、災害が発生したときに備え、あらかじめ次に掲げる事項について対策を講ずるよう努めるものとする。

(1) 事業を継続し、又は早期に復旧するための計画の策定

(2)～(7) [略]

5 [略]

(自主防災組織の役割)

第 7 条 自主防災組織は、県及び市町村が実施する防災に関する施策が円滑に推進されるよう支援及び協力をするものとする。

2 自主防災組織は、災害時において、地域住民が迅速かつ的確に対処できるよう防災訓練を行うとともに、その構成員を、県、市町村及び防災関係機関が行う防災訓練等に積極的に参加させるよう努めるものとする。

3 自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、県、市町村、防災関係機関及び災害時要援護者団体に関わる団体と連携しながら、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるものとする。

第 2 章 総合的な対策

第 1 節 予防対策

第 1 款 地域防災力の強化

(防災情報の提供)

第 8 条 [略]

(防災訓練等の実施)

第 9 条 [略]

2 県は、災害発生時において、職員が迅速かつ的確に対処することができるよう防災訓練等を行い、職員の防災対策に関する職務の習熟及び防災意識のより一層の高揚を図るものとする。

(防災に関する教育の実施)

第10条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び第124条に規定する専修学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「学校等」という。)の設置者は、幼児、児童、生徒及び学生が、防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時において自己の安全を確保し、他者と助け合っ適切な対応ができるようにするため、防災に関する教育の実施に努めるものとする。

2 [略]

3 県は、前2項に規定する防災に関する教育が円滑に実施されるよう支援するものとする。

(自主防災組織の育成)

第11条 県は、災害時において住民が助け合うことのできる地域社会を形成するため、市町村による自主防災組織の育成に関する取組の支援に努めるものとする。

(人材の育成)

第12条 県は、県民への災害に対する危機意識の啓発をはじめ、自主防災組織及びボランティアによる防災活動が効果的に行われるよう、市町村等と連携して、防災リーダー(防災士又は自主防災

防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。)、ボランティアコーディネーター (ボランティアによる防災活動が円滑に行われるようボランティア相互間の調整等を行う者をいう。) 等の育成に努めるものとする。

(宮崎県防災の日)

第11条 県民、事業者、自主防災組織等の防災に関する理解を深めるとともに、防災活動の一層の充実を図るため、宮崎県防災の日を設ける。

2 前項の宮崎県防災の日は、知事が定める。

第2節 災害に強い地域づくり

(広域的避難等)

第12条 [略]

2 [略]

(災害時要援護者に対する避難誘導等)

第13条 [略]

(建築物の安全性の確保)

第14条 県民及び事業者は、住居の用に供する建築物を建築する場合は、当該建築物を建築する区域の災害の危険性を調査し、及び把握するとともに、必要な防災対策を行うよう努めるものとする。

。

2～4 [略]

(防災上必要な道路等の安全確保)

第15条 [略]

(生活に不可欠な施設の安全性確保等)

組織による防災活動において適切な指示を与える等当該自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。)、ボランティアコーディネーター (ボランティアによる防災活動が円滑に行われるようボランティア相互間の調整等を行う者をいう。) 等の育成に努めるものとする。

第2款 災害に強い地域づくり

(広域的避難等)

第13条 [略]

2 [略]

3 県は、大規模かつ広域的な災害に備え、県内外の地域間協力を得られる体制の整備に努めるものとする。

(災害時要援護者に対する避難誘導等)

第14条 [略]

2 市町村は、災害が発生した場合に備え、福祉避難所 (災害時要援護者であって避難場所での生活において特別な配慮を必要とするものが避難することができる施設をいう。) の指定に努めるものとする。

(医療救護体制の整備)

第15条 県は、災害が発生した場合に備え、広域的な医療及び救護の体制の整備に努めるものとする。

2 市町村は、災害が発生した場合に備え、医療に関する情報の収集及び伝達の体制の整備、救護所の設置場所の選定その他の医療及び救護の体制の整備に努めるものとする。

3 県は、市町村が前項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(建築物の安全性の確保)

第16条 県は、市町村と連携して昭和56年5月31日以前に着工された建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し、耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発を行い、当該建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努めるものとする。

2 県民及び事業者は、住居の用に供する建築物を建築する場合は、当該建築物を建築する区域の災害の危険性を調査し、及び把握するとともに、必要な防災対策を行うよう努めるものとする。

3～5 [略]

(孤立地区対策)

第17条 市町村は、孤立地区 (災害が発生した場合に交通が途絶するおそれがある地区をいう。次項において同じ。) における通信の途絶に備え、情報の収集及び伝達の手段を確保するとともに物資の備蓄その他地域の特性に応じた必要な措置を実施するよう努めるものとする。

2 市町村は、県及び防災関係機関と連携して孤立地区の発生に備え、住民生活に必要な物資等を輸送する手段の確保に努めるものとする。

3 県は、市町村が前2項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(防災上必要な道路等の安全確保)

第18条 [略]

(生活に不可欠な施設の安全性確保等)

第16条 [略]

(火災の予防)

第17条 [略]

(事業者等との協定)

第18条 [略]

第 3 章 応急対策

第 1 節 応急体制の確立等

(応急体制の確立)

第19条 [略]

2・3 [略]

(情報連絡体制の確立)

第20条 [略]

(応急対策に必要な土地等の確保)

第21条 [略]

(応急仮設住宅の供与)

第22条 [略]

(ボランティア活動の支援)

第23条 県は、災害が発生した場合において、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、市町村、防災関係機関等と連携して、ボランティアの受入れ体制の整備、資材、機材及び物資の提供その他のボランティア活動の支援に努めるものとする。

(公衆衛生の確保)

第24条 [略]

(帰宅困難者等への情報の提供)

第25条 [略]

第 2 節 避難対策

(避難情報への留意等)

第26条 県民は、災害対策基本法等に基づき市町村長等が発する避難準備情報、避難勧告、避難指示その他の災害に関する情報に留意し、ハザードマップの活用等により速やかに避難するよう努めるとともに、市町村長等が避難勧告又は避難指示の解除を行うまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。

(津波からの避難)

第27条 津波による被害の発生が予想される地域に居住する住民等

第19条 [略]

(消防団等の充実)

第20条 市町村は、地域の防災対策において重要な役割を担っている消防団の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。

2 県は、市町村が前項の規定を実施するために必要な支援を行うものとする。

3 県は、消防非常備町村に対し、必要な助言及び技術的な支援を行うよう努めるものとする。

(火災の予防)

第21条 [略]

(事業者等との協定)

第22条 [略]

(物資、資材等の計画的な備蓄)

第23条 県及び市町村は、災害応急対策に必要な物資、資材及び機材を計画的に備蓄し、整備し、又は点検するよう努めるものとする。

第 2 節 応急対策

第 1 款 応急体制の確立等

(応急体制の確立)

第24条 [略]

2・3 [略]

4 県は、大規模かつ広域的な災害時において地域間における基本的な相互協力の調整に努めるものとする。

(情報連絡体制の確立)

第25条 [略]

2 市町村は、災害が発生した場合に備え、災害発生時における被害の状況、避難の状況、住民の安否の状況その他の必要な事項に関する情報の収集及び伝達のための体制の整備に努めるものとする。

(応急対策に必要な土地等の確保)

第26条 [略]

(応急仮設住宅の供与)

第27条 [略]

(ボランティア活動の支援)

第28条 県は、災害が発生した場合において、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、市町村、防災関係機関等と連携して、ボランティアの受入れ体制の整備、宿泊場所、物資、資材及び機材の提供その他のボランティア活動の支援に努めるものとする。

(公衆衛生の確保)

第29条 [略]

(帰宅困難者等への情報の提供)

第30条 [略]

第 2 款 避難対策

(避難情報への留意等)

第31条 県民は、災害対策基本法等に基づき市町村長等が発する避難準備情報、避難の勧告及び指示その他の災害に関する情報に留意し、互いに助け合いながらハザードマップの活用等により速やかに避難するよう努めるとともに、市町村長等が避難の勧告又は指示の解除を行うまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。

は、津波に関する予報が発表された場合又は津波による被害の発生が予想される場合において、高台その他の津波による被害の発生が予想される区域以外の場所へ直ちに避難するものとする。

(避難所の運営体制等)

第28条 県は、市町村が行う避難地及び避難所の確保並びに避難所の運営体制の整備を支援するものとする。

2 [略]

第3節 緊急輸送対策

(緊急輸送体制の整備)

第29条 [略]

(緊急通行車両の通行の確保等)

第30条 [略]

第4節 二次災害の防止

第31条 [略]

2～4 [略]

5 県民は、地震が発生した場合において、火気の使用を停止する等火災の発生防止に努めるものとする。

6 地震により被害を受けた建築物及び宅地の所有者及び管理者は、当該建築物及び宅地が余震により倒壊すること等から生ずる二次災害を防止するため、市町村が実施する応急危険度判定(建築物の被害の状況を調査し、二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。)に協力するとともに、その判定結果に応じて、避難し、又は応急の補強等の対策を実施するよう努めるものとする。

第4章 復旧・復興対策

(生活に不可欠な施設の復旧)

第32条 [略]

(復興計画の策定及び復興対策の実施)

第33条 [略]

(協働による復旧・復興)

第34条 [略]

第5章 風水害の拡大防止等

(総合的対策の実施)

第35条 県は、風水害に関する総合的な対策を推進するものとする。

(市町村への支援等)

第36条 [略]

(危険箇所の周知等)

第37条 [略]

(風水害対策に関する知識及び情報の収集)

(避難計画の策定)

第32条 市町村は、災害が発生した場合に備え、県、自主防災組織、防災関係機関及び避難計画の策定に関わる団体と連携して、災害対策基本法等に基づく避難の勧告及び指示並びに避難準備情報の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を災害及び地域の特性に応じて策定するよう努めるものとする。

(避難所の運営体制等)

第33条 県は、市町村が行う避難地及び避難所の確保を支援するものとする。

2 県は、市町村が行う避難所の迅速な開設及び円滑な運営のためのマニュアルの策定及びその実施の支援に努めるものとする。

3 [略]

第3款 緊急輸送対策

(緊急輸送体制の整備)

第34条 [略]

(緊急通行車両の通行の確保等)

第35条 [略]

第4款 二次災害の防止

第36条 [略]

2～4 [略]

5 県民は、災害に対して常に危機意識を持ち、二次的な人的被害を防止するため主体的に正確な情報を把握するよう努めるものとする。

第3節 復旧・復興対策

(生活に不可欠な施設の復旧)

第37条 [略]

(復興計画の策定及び復興対策の実施)

第38条 [略]

(協働による復旧・復興)

第39条 [略]

第3章 主な災害における減災対策

第1節 風水害の拡大防止等

(市町村への支援等)

第40条 [略]

(危険箇所の周知等)

第41条 [略]

(風水害対策に関する知識及び情報の収集)

第38条 [略]

(風水害に関する調査研究等)

第39条 [略]

(施設管理者等の責務)

第40条 [略]

2 森林の所有者及び管理者は、風水害に強い県土の形成を図るため、立木の伐採後は速やかに植栽を行うなど適正な森林の管理に努めるとともに、国、県、市町村等が推進する治山のための対策等に積極的に協力するよう努めるものとする。

第42条 [略]

(風水害に関する調査研究等)

第43条 [略]

(施設管理者等の責務)

第44条 [略]

2 森林の所有者及び管理者は、風水害に強い県土の形成を図るため、立木の伐採後は速やかに植栽を行う等適正な森林の管理に努めるとともに、国、県、市町村等が推進する治山のための対策等に積極的に協力するよう努めるものとする。

第 2 節 地震・津波災害の拡大防止等

(危険箇所の周知)

第45条 県は、地震による津波、地盤の液状化により、著しい被害の発生が予想される危険箇所を明らかにし、当該危険箇所を県民等に周知するよう努めるものとする。

2 市町村は、地震・津波に関するハザードマップ等により危険予想地域を明らかにし、当該危険予想地域を住民に周知するよう努めるものとする。

(重要な施設の電源維持)

第46条 県は、震災時において災害情報の伝達等の用に供される重要な施設で県が管理するものについて、電源の維持が確保されるよう努めなければならない。

(地震・津波に強いまちづくりの推進)

第47条 県は、国、市町村及び防災関係機関と連携して、公共施設の耐震化及び不燃化を推進するとともに、地震・津波に対する防災に配慮した道路、公園、河川、港湾等の都市基盤施設の整備、土地利用の誘導等を通じて、地震・津波に強いまちづくりの推進に努めるものとする。

(津波からの避難)

第48条 市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所の選定、避難経路の確保その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとし、県は、その実施のために必要な支援を行うものとする。

2 津波による被害の発生が予想される地域に居住する住民等は、津波に関する予報が発表された場合又は津波による被害の発生が予想される場合において、高台その他の津波による被害の発生が予想される区域以外の場所へ直ちに避難するものとする。

(被害の拡大防止)

第49条 県民は、地震が発生した場合において、火気の使用を停止する等火災の発生防止に努めるものとする。

2 地震により被害を受けた建築物及び土地の所有者及び管理者は、当該建築物及び土地が余震により倒壊すること等から生ずる二次災害を防止するため、市町村が実施する応急危険度判定(建築物の被害の状況を調査し、二次災害発生の危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。)に協力するとともに、その判定結果に応じて避難し、応急の補強等の対策を実施するよう努めるものとする。

3 県民は、地震により、地盤の液状化等による建築物又は公共土木施設等の構造物の倒壊等の危険を察知したときは、直ちに当該危険箇所から離れ、安全な場所に自主的に避難するものとする。この場合において、自らの安全の確保又は避難に支障がない限り、周辺住民等への危険の周知及び県、市町村等への通報に努めるものとする。

第 4 章 防災対策の総合的かつ計画的な推進等

(防災対策の推進)

第50条 県は、国、市町村、防災関係機関及び県民と連携し、及び協働して、地域防災計画等に基づき防災対策を的確かつ円滑に実施するよう努めるものとする。

(目標の設定、実施状況の点検等)

第51条 県は、災害に強い県土づくりの推進と地域及び県民一人ひとりの防災力向上を図るため、県の防災対策に関する数値目標を定め、及び公表するものとする。

2 県は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、その結果を公表するとともに、地域防災計画等の見直しに当たっては、県民の意見を反映するものとする。

(防災対策の点検)

第52条 県民、自主防災組織、事業者、学校等は、自らの防災訓練等を通じて防災対策を定期的に点検するよう努めるものとする。

(県民防災意識の把握)

第53条 県は、県民の災害に対する危機意識及び県が実施する防災対策の実効性を確認するため、県民の防災意識の把握に努めるものとする。

(宮崎県防災の日)

第54条 県民、事業者、自主防災組織等の防災に関する理解を深めるとともに、防災活動の一層の充実を図るため、宮崎県防災の日を設ける。

2 前項の宮崎県防災の日は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県がん対策推進条例をここに公布する。

平成24年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第39号

宮崎県がん対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策に関する県の責務等を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者等の支援その他がん対策に関する基本的な事項を定めることにより、がん対策を総合的に県民とともに推進することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、国、市町村、医療機関、医療関係団体及びがん患者、その家族等で構成される民間団体その他の関係団体（以下「関係団体等」という。）と連携を図りつつ、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項の規定により県が策定するがん対策推進計画に従い、本県の特性に応じた施策を実施するものとする。

(市町村の役割)

第3条 市町村は、県及び関係団体等と連携し、がんの予防及び早期発見に関する施策の推進に努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第4条 がんの予防又はがん医療（科学的な根拠に基づく適切ながんに係る医療をいう。以下同じ。）に携わる者（以下「保健医療関係者」という。）は、がん患者及びその家族の意向を尊重した適切で質の高いがん医療を提供するとともに、県及び市町村のがん対策に協力するよう努めるものとする。

2 保健医療関係者は、がん患者、その家族等に対し、これらの者が求めるがんに関する情報の提供に努めるものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるものとする。

2 県民は、市町村及び医療機関が実施するがん検診を積極的に受けるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、従業員ががんを予防し、又は早期に発見することができ、従業員本人又はその家族ががん罹患した場合は、安心して治療し、若しくは療養し、又は看護し、若しくは介護することができるよう環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村のがん対策に協力するよう努めるものとする。

（がんの予防及び早期発見の推進）

第7条 県は、がんの予防及び早期発見に資するため、関係団体等と連携し、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- （1）喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する正しい知識の普及及び啓発
- （2）学校、病院、官公庁その他の公共性の高い施設における禁煙又は分煙の促進
- （3）前号に規定する施設以外の多数の者が利用する施設における受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）の防止対策の促進
- （4）がんの早期発見の重要性に関する知識の普及及び啓発
- （5）市町村等と連携した県民のがん検診の受診率の向上及び早期発見のための検査の充実
- （6）性別による特有のがん及びがん罹患しやすい年齢を考慮したがんの予防に関する正しい知識の普及及び啓発
- （7）がんの予防に効果があると認められる予防接種の推進
- （8）前各号に掲げるもののほか、県内におけるがんの予防及び早期発見のために必要な施策

（がん医療の充実）

第8条 県は、がん診療連携拠点病院等と連携し、がん患者が適切ながん医療を受けることができるよう、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- （1）がん診療連携拠点病院の整備及び機能強化
- （2）がん診療指定病院の整備及び機能強化
- （3）前2号に規定する病院相互間及び前2号に規定する病院とその他の医療機関との連携及び協力の推進
- （4）診断、手術、放射線療法、化学療法、リハビリテーションその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保
- （5）前各号に掲げるもののほか、県内におけるがん医療向上のために必要な施策

（緩和ケアの推進）

第9条 県は、がん患者が治療の初期の段階からその病状等に応じた緩和ケア（がん患者の身体的又は精神的な苦痛の緩和、社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護、相談その他の行為をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- （1）緩和ケアチーム、緩和ケア外来及び緩和ケア病棟の整備の促進
- （2）緩和ケアの継続的な提供のための関係機関相互間の連携協力体制の強化に関する支援
- （3）緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成及び確保並びに当該医療従事者に対する研修の機会の確保に関する支援
- （4）在宅で緩和ケアを受けることができる体制整備の支援
- （5）前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの推進のために必要な施策

（在宅医療の推進）

第10条 県は、がん患者が家庭又は地域での療養を選択できるよう、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- （1）在宅でのがん医療の提供のための診療所、訪問看護事業所、薬局等との連携協力体制の強化に関する支援
- （2）在宅でのがん医療に携わる医療従事者の育成及び確保に関する支援
- （3）前2号に掲げるもののほか、在宅でのがん医療の推進のために必要な施策

（がんに関する教育の推進）

第11条 県は、がんに関する知識及びがんの予防につながる望ましい生活習慣を身に付けられるよう学校における健康教育の充実に努めるものとする。

（がん患者及びその家族等に対する支援）

第12条 県は、がん患者の生活の質の向上及びがん患者、その家族等の精神的又は社会生活上の不安等の軽減のため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- （1）がん患者、その家族等に対するセカンドオピニオン（診断又は治療に関して担当医師以外の医師の意見を聞くことをいう。）を含めた相談支援体制の整備
- （2）がん患者、その家族等により構成される民間団体その他の関係団体のがん対策に資する活動に対する支援
- （3）前2号に掲げるもののほか、がん患者の生活の質の向上及びがん患者、その家族等の精神的又は社会生活上の不安等の軽減のために必要な施策

（がん登録の推進）

第13条 県は、がん医療の向上に役立てるため、がん登録（がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するためにがんに係る情報を登録する制度をいう。以下同じ。）を推進するよう努めるものとする。

2 がん登録を実施する機関は、登録した情報をその利用目的の達成に必要な範囲を超えて用いることがないようにする等がん患者に係る個人情報保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（がん医療に関する情報の収集及び提供）

第14条 県は、がん医療に関する情報の収集及び県民への提供のために必要な施策の推進に努めるものとする。

2 県は、がん医療に関して医療機関が行う情報の提供の充実のために必要な施策の推進に努めるものとする。

(県民運動の推進)

第15条 県は、関係団体等と幅広く連携し、がん対策に対する県民の理解及び関心を深めるための取組の推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の見直し)

2 県は、実情に応じてこの条例の検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

